

〔資料〕

摂州鳴下郡味舌下村馬場家文書の研究 (一)

——支配違江懸る出入を中心として——

石 尾 芳 久
藤 原 有 和

御領主

織田丹波守様

御用金覚

右者天明四辰年御証文奉差上ハ

天明四辰年迄

一銀七貫九百拾六匁六分六厘

右者九右衛門外助兵助三人

高廿三貫七百五拾目之内

天明四辰年御証文奉差上ハ

天明四辰年迄

一銀七貫六百五拾目

天明四辰年迄

一銀四拾貫百六匁七分六厘

右者孫右衛門伊右衛門株割此方御用立ハ

天明八申十二月ハ

一銀拾貫目 利足年六朱定

右者九右衛門卯助兵助三人ニ而

高三拾貫目之内也

此利卷ケ年六百目

銀三拾九貫六百目

合四拾九貫六百目

天明八申十二月ハ

一銀三貫三百三拾三匁三分三厘 利足 年六朱定

右者九右衛門卯助兵助三人ハ

高拾貫目之内也

但御証文ハ九右衛門方江預ケ有之ハ

此利卷ケ年貳百目

銀拾三貫貳百目

合拾六貫五百三拾三匁三分三厘

天明八申十二月ハ

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (一)

(朱巻) 六貫八百匁

一銀四貫五百目

(朱巻) 六貫四百匁

又四貫三百目

(朱巻) 四貫八百匁

三貫貳百目

六貫目

八貫目

合百八拾九貫百廿匁

天明申四月十三日 御用立ハ

一銀卷貫三百三拾三匁三分三厘

右者四ケ村九右衛門卯助兵助高四貫目之内也

寛政元酉年三月廿六日 御用立ハ

一銀卷貫三百三拾三匁三分三厘

右者九右衛門卯助兵助

高四貫目之内也

天明八申年十二月

一九三 (一九三)

卯助分

九右衛門分

兵助分

井筒屋庄右衛門分

月一步貳厘定

八拾八貫目

此利卷ケ年貳貫五百九拾貳匁

銀百七拾卷貫百廿貳匁

合百八拾九貫百廿匁

天明申四月十三日 御用立ハ

一銀卷貫三百三拾三匁三分三厘

右者四ケ村九右衛門卯助兵助高四貫目之内也

寛政元酉年三月廿六日 御用立ハ

一銀卷貫三百三拾三匁三分三厘

右者九右衛門卯助兵助

高四貫目之内也

天明八申年十二月

一九三 (一九三)

(朱巻) 六貫八百匁

一銀四貫五百目

(朱巻) 六貫四百匁

又四貫三百目

(朱巻) 四貫八百匁

三貫貳百目

六貫目

八貫目

合百八拾九貫百廿匁

天明申四月十三日 御用立ハ

一銀卷貫三百三拾三匁三分三厘

右者四ケ村九右衛門卯助兵助高四貫目之内也

寛政元酉年三月廿六日 御用立ハ

一銀卷貫三百三拾三匁三分三厘

右者九右衛門卯助兵助

高四貫目之内也

天明八申年十二月

一九三 (一九三)

卯助分

九右衛門分

兵助分

井筒屋庄右衛門分

月一步貳厘定

八拾八貫目

此利卷ケ年貳貫五百九拾貳匁

銀百七拾卷貫百廿貳匁

合百八拾九貫百廿匁

天明申四月十三日 御用立ハ

一銀卷貫三百三拾三匁三分三厘

右者四ケ村九右衛門卯助兵助高四貫目之内也

寛政元酉年三月廿六日 御用立ハ

一銀卷貫三百三拾三匁三分三厘

右者九右衛門卯助兵助

高四貫目之内也

天明八申年十二月

一九三 (一九三)

一銀拾貳貫目 利足 月老歩二厘定

右者發駕御路用銀之由御頼被仰出_レニ付御用達為御引

当御米切手百四拾石被下_レ

内銀五貫目 九右衛門加入

残 七貫目

内 老貫貳百目 元入

四百八拾目 元入

差引残 五貫三百貳拾目

此利老ケ年七百六拾六匁八厘

銀五拾貫五百六拾老匁 但寛政元酉年
嘉永七寅年迄
六拾六ケ年

貳分八厘

合五拾五貫九百八拾老匁

貳分八厘

寛政七卯年正月

一銀拾八貫貳百四匁四分三厘 利足 年六朱定

右者高三拾貫目之内也

此利老ケ年三貫九拾貳匁貳分七厘

但寛政七卯年
嘉永七寅年迄
六拾ケ年

銀六拾五貫五百三拾六匁貳分

合八拾三貫七百四拾匁六分三厘

寛政十一未年十二月

一銀老貫六百貳拾目 無利足

右者証文此方弁之助兩名ニ

有之_レ得共皆銀此方_レ御用立_レ

享和二戌年_レ文化四卯年迄

一銀貳拾五貫九百四拾四匁五分

右者文政五午年正月右銀上ケ切ニ

いたし御証文差上申_レ則

上ケ切之御証札被下_レ

但し此分別紙写之通ニ御座_レ

一銀四貫三百六拾四匁三分貳厘

右者文化十二亥年吹田村安太郎方ニ而元銀拾三貫目

借入御用立然ル所翌子丑ニケ年元利御割濟有之文政

二卯年九月ニ差引残元利九貫九百三拾五匁七分貳厘

之内五貫五百七拾老匁四分御返濟有之依而右不足銀

此方より弁済相成也

(朱筆) 年八朱五厘七ケ年ニ三百七拾壹匁四分壹厘
三十五年分拾三貫匁

御証文差上り分

銀七拾三貫九百六拾七匁三分六厘

(朱筆) 内四拾八貫三拾貳匁八分六厘御上切書付無之
貳拾五貫九百四拾四匁五分御書下し

元銀より六拾五貫百五拾八匁七分四厘

此利より三百四拾貫拾九匁四分八厘

合四百五貫七拾八匁貳分貳厘

(朱筆) 又拾三貫匁

より四百拾八貫七百八拾二匁貳分

近年御用金覚帳

馬場東三郎

預申銀子之事

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究(一)

合銀三拾貫目也

右之銀子無御抛御入用ニ付差出り処実正也御返済之儀者
来酉十二月御手操次第相渡可申り利足年六朱之積を以取
斗可申り為後日仍如件

天明八戌申年十二月

の場五郎左衛門 印

山形弥税 印

竹村半治 印

平手勝守 印

杉浦 貢 付箋
出府ニ付無印形

山下市郎左衛門 印

味舌下村

九右衛門との

刃 助との

兵 助との

表書之通無相違

もの也御判

預申銀子之事

一合銀拾八貫目也

右之銀子無拋入用ニ付差出體預り申処実正也返済之儀者
来西十一月廿五日限月壹歩弍利足を以無相違可及返済
為後日証文仍如件

天明八戊申年十二月

的場五郎左衛門 印

山形弥税 印

竹村半治 印

平手勝守 印

杉浦 貢 付箋
田附ニ付無形印

山下市郎左衛門 印

味舌下村

九右衛門との

表書之通無相違

もの也御判

外 助との

兵 助との

預申銀子之事

合銀拾弍貫目也

右之銀子無拋要用ニ付預り申処実正也返済之儀者来西十
一月廿五日限月壹歩弍之利足を以元利とも無相違可致返
済い若相滞いハ、貴殿御引受之江戸賄金之内ニ而御引取
い而右三人へ御渡可有之い為後日証文仍而如件

天明八戊申年十二月

的場五郎左衛門 印

山形弥税 印

竹村半治 印

味舌下村

九右衛門との

七兵衛との

兵 助との

取次

井筒屋

庄右衛門殿

前書之通相違無之者也

山下市郎左衛門 印

牧野安左衛門 印

杉浦 貢

平手勝守

印

与引替可申ハ、自分持高御年貢上納之内ニ
而引取可申ハ為後証仍而如件
寛政七卯年正月

寛政七卯年正月

小池新之丞 印

斎藤程右衛門 印

坂井左右馬 印

山下団助 印

丹羽彦兵衛 印

高田為右衛門 印

竹村治郎左衛門 印

利足年六朱

一銀三拾貫目也 六貫目寅十一月出

内 六貫目同断

六貫目同閏十一月出

六貫目同十二月出

六貫目卯正月出

下村

卯助殿

右者此度江戸表
若殿様御乗出御祝儀御入用ニ付出銀有之処実正也返済之

前書之趣相違無之ハ仍與印如件

儀者其村方御物成之内米八拾石宛皆済迄年々渡切ニ致置

牧野安左衛門 印

ハ間毎年味舌御払米銀納直段を以右石代銀之内年六朱之

平手勝守 印

利足引取残銀致元入請取書可差出ハ如斯来卯年々年々渡

表書之通相違無之

方聊無相違取斗可申ハ元利皆済ニ至請取書指戻此証文

もの也御判

借用申銀子之事

一 銀壹貫六百弍拾目也

右者無抛御要用ニ付借用申処実正也返済之儀者来申十月

後日之請合証文仍而如件

限元利無相違可及返弁ハ為後日仍而如件

寛政十一未年十二月

斎藤程右衛門 印

明和四亥年十二月

下村年寄 十兵衛 印

山下助九郎 印

同 安左衛門 印

丹羽彦兵衛 印

同 甚兵衛 印

味舌下村

同 善左衛門 印

弁之助との

同 弥六 印

宇助後家

同村庄屋 茂助 印

美禰 との

同村庄屋 上村年寄 印

請合一札之事

一金百五拾兩也

付送
同証拠物の儀先代ノ所持仕ハ得共當時私手
元帳面口取ニ書印ハ無御座ハニ付恐此
段御断奉申上ハ已上

右者此度御屋敷ハ無御抛御入用ニ付各方ヘ才覚を以被差

同 七右衛門 印

上ハ様被仰付依之右金子各方三人ハ御調達有之被差上ハ

同 藤蔵 印

処実正也右御返済之儀者来子十月御物成代銀を以御返済

同 九左衛門 印
同村庄屋

十左衛門 印

与次兵衛殿

庄屋村年寄

同

久兵衛 印

次郎三郎殿

同 茂右衛門

印

同村庄屋

借用証文之事

善右衛門

印

一銀拾五貫目也 但利足年七朱

坪井村年寄

右者此度

与兵衛

印

若殿様御乗出之御用銀御頼被 仰出_レニ付其方々出銀致

同 藤左衛門

印

上納_レ所実正也返濟之儀者右元銀十ヶ年割濟之積りを以

同 元右衛門

印

毎年十一月限其方持高御年貢上納之内ニ而銀納御定直段

同大庄屋

を以右元利江引当勝手ニ引取請取書を以上納可差立_レ為

小池孫左衛門

後証借用一札如件

右之通相違無之ニ付奥印致_レ

文政八酉年五月

小池新右衛門 印

森田利兵衛 印

下村

辻井兵右衛門 印

九右衛門殿

森 新右衛門 印

同浜

山下求之進 印

山下久之進 印

渡辺正太夫 印

丹羽彦兵衛 印

馬場東三郎との

天保五年十月味舌下村慶雲の
 右同村本家東三郎相手取
 地頭所織田家出訴相成儀節
 從願人差出儀取調帳并返答書
 之写
 但於郡方役所浮置相成儀

乍恐返答書奉差上儀

一 去月廿三日分家八郎母慶雲の私相手取奉願上儀ニ付乍

恐左ニ返答奉申上儀

一 仕分ケ田地之義七兵衛の慶雲へ仕分ケ儀ハ一切無御

座ハ尤八郎名前之田地御高五拾石余者先年八郎実父兵

助へ仕分ケ致右田地者私方へ預り置御上納も私方に仕

作徳米者御高ニ応し割附仕来りハ勿論分家幾右衛門方
 も同様之仕来ニ御座ハ然ル処近来八郎方身上不如意ニ
 被成右田地同人直支配仕度旨及懸合儀得共右田地之義
 ハ先代ハ私方へ預り来儀故先祖存意ニも相背儀哉ニ奉
 存儀間右ハ是迄通り致置儀趣返答仕儀然ル処右様相成
 儀ハ相続無覚束杯と申立数度引合有之儀ニ付不得止
 事終ハ去ル辰年田畑直支配相渡し申儀其後右地面預り
 不申事故外ニ相渡し物一切無御座儀猶又入銀諸勘定
 も有之儀様奉申上儀得共左様之儀ハ毛頭無御座則此度
 ハ先達而八郎承知之義ニ御座儀

一 八郎身上不取締ニ付段々不如意ニ相成是ニ而ハ迎も渡
 世六ヶ敷儀ニ付親類共打寄り借銀等も取調仕法度嚴敷
 儉約被遊置儀得共此儀も相糺し又々難渋之由申上儀故
 年々為 余内銀子差送り世話仕罷在儀私方迎も時節柄
 ニ付手元困り居儀内右之通世話仕儀ニ御座儀以來
 申分ケ間數義不仕和合相談可仕様乍恐御憐愍を以被為
 仰付被下儀ハ、広太之御慈悲難有仕合奉存儀以上

天保五年年

味舌下村

馬場鉄藏

勺 御赦免地ニ相成御座ハ尤ハ仏檀諸道具着類不残隠居

家建物此分ハ請取申ハ地面之義ハ私ハ一応之無懸合茂

九月十三日

病氣ニ付

鉄藏我儘ニ致居ハ事

代 久兵衛

一拾貳疊之土蔵 卷ヶ所

付添年寄

但此土蔵右隠居之地面ニ御座ハ而私所持仕ハ尤此屋敷

文兵衛

地之内伊右衛門政右衛門兩人ハ貸付ヶ有之御年貢一

郡方御役所

ヶ年分九斗壹合宛年々鉄藏ハ取込相渡シ不申寛政三

「亡父七兵衛ノ慶雲江仕分ヶ給りハ隠居士蔵之屋敷年

亥年ノ去巳年迄年数

貢月々飯米月小遣ハ銭其外東三郎遺物銀并預ヶ銀等取

此米 三拾八石七斗四升三合

調勘定書」

代銀貳貫五百拾八匁五分九厘

慶雲若名まつヘ親七兵衛ノ仕分ヶ

但四拾三ヶ年分利足ル

一 隠居家 卷ヶ所 屋敷共

貳貫七百七拾目四厘

但 仏檀 一式

元利ノ五貫貳百八拾八匁六分三厘滯

諸道具不残

一 銀三拾貫目 利銀年四朱半

着類 不残

右ハ証文面ニ御座ハゆヘ奉書上ハ得共此銀子ハ八郎普

右屋敷地貳反五畝拾壹歩之内御高壹石貳斗六升五合三

請之節東三郎相談之上ニ用ニ相成相済申ハ付御断奉

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究(一)

二〇一(二〇一)

申上ハ

一 白米壹ケ月五斗宛請取可申之処一円相渡し不申ハ

右ハ寛政三亥年ノ当年七月迄四拾四ケ年之間

此白米ノ式百六拾壹石五斗

代銀式拾貫八百八拾目

但し四拾三ケ年半分利足メ

式拾三貫七百四拾八匁

元利ノ四拾四貫六百廿八匁滞

一 錢拾貫文

七月十二月年々兩度ニ請取可申小遣ハ御座ハ

但文化六巳年迄ハ相渡し請取ハ得共翌午年ノハ相渡

不申ハ当年迄廿五ケ年分此錢式百五拾貫文

此飯米并小遣ハ等差支ニ付相渡しハ様毎事及引合ハ

東三郎答

御上様へ上ケ置ハ銀子御下ケ無之甚不手廻リ之趣申立

相渡し不申故外聞も不構白米小買仕ハ義も御座ハ此訳

ハ村役人も能存罷在ハ且右躰薄情之東三郎ニ而右ニ応

し俸鉄蔵甚心得方不宜ハ平日自分さへ能ハ人之難涉ハ

構不申所存ニ御座ハ私方甚迷惑難涉仕ハ此段乍恐御憐

察被成下度ハ

代銀 式貫三百匁

但廿五年分利足メ

式貫五百目四分

元利ノ三貫八百目四分滞

一 銀拾式貫目

七兵衛慶雲

右ハ七兵衛ノ東三郎へ預ケ置ハ右ニ而七兵衛死去

葬式入用并親類共へ遺物銀寺方経料村中志米等諸入

用一式取斗左之通

一 銀拾三枚

寺方へ上ル

代銀五百五拾九匁

一金五兩

幾右衛門

一同五兩

八郎へ

一同三兩

源右衛門へ

一同三兩

九右衛門へ

一同三兩

与右衛門へ

一同五兩

きせへ

一同拾貳兩

子供四人へ

一同七兩

村中配米代

ノ 金四拾三兩

代銀貳貫七百五拾貳匁

合三貫三百拾壹匁

又

凡貳貫目

七兵衛葬式入用引

殘銀六貫六百八拾九匁

但去戌年ノ当午七月迄八ヶ年利足ノ預ケニ相成ハ

貳貫六百七拾五匁六分

元利ノ九貫三百六拾四匁六分 滯

此取斗書式通相認メ七兵衛義死後東三郎取斗方疑敷

存知尅通ハ慶雲へ相渡し尅通ハ東三郎へ七兵衛存命

之内相渡し被置ハ然ニ七兵衛死後夫々遺物取斗帳出

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (一)

しハ様東三郎へ申聞ハ処帳面無之旨申之出し不申ハ

ニ付慶雲方ニ御座ハ帳面東三郎へ相見ハ処右帳面を

以夫々遺物取斗置ハ義然ニ鉄藏義ハ色々申聞ハ得共

右取斗杯之帳面ハ無之与申切戻し不申ハ併東三郎ハ

右取斗仕ハ義ハ何を以取斗ハ哉心得ニ為見ハ帳面を

隠シ無之与相答ハ段甚相濟不申ハ此義乍恐御糺被成

下ハハ、相分可申ハ

一銀三貫目

右ハ東三郎死去後慶雲へ遺物分ケニ御座ハ処相渡し

不申ハ

一元銀貳拾貳貫百四拾五匁

利月三朱六歩

右ハ元來八郎之預ケ銀ニ御座ハ得共前々奉申上ハ通

り三拾貫目方普請ニ付東三郎与八郎申談示□用と相

成相濟ハニ付右見替ニ母慶雲へ相任せハ故当時慶雲

之預ケニ相成ハ

此口鉄藏々差引勘定書も御座ハ通ニ追々借用銀有

之当九月取調ハ処銀三貫百拾壹匁六分八厘過預ケ

二〇三 (二〇三)

ニ相成い

惣利銀ノ三拾貫六百九拾四匁四厘

元銀ノ三拾八貫四百九拾九匁式分七厘

元利ノ六拾九貫百九拾三匁三分壹厘

右之通ニ御座い尤利足之儀東三郎代ノ私方へ借銀八月五朱ニ而取引仕いニ付私方も預ケ銀利足月五朱ニ而ノ上ケ申い併年來之義ニ付此義ハ御勘弁之程御願奉申上い猶又右之通口ニ滞銀鉄藏も無故障相渡比上私難渋不仕様御慈悲を奉願上い願書委細申上いニ付別段不奉申上い以上

天保五年十月六日

慶雲 印

郡方御役所

乍恐以書附奉申上い

一去ル八月十三日慶雲も私相手取奉願上いニ付九月十三日被為 御召出御糺之上右慶雲も差上い証拋物写御下ケ被成下尚又当月十日願書写御下ケ被成下委細取調可申上い様被 仰付奉畏則左ニ奉申上い

一 隠居并土藏之義ハ先年親東三郎存命中ニ淨歎も右隠居士藏八郎へ相譲り呉い様被申いニ付東三郎承知仕相渡しい尤土藏ハ未其儘御座い間何時成共相渡可申い猶又屋敷之義ハ譲り書ニ畝歩御高等も無御座村方帳切も不仕其後七兵衛み禰居屋敷ハ御年貢 御赦免被 成下い地面之内ニ御座い且諸掛り物私方も差出し近來御年貢半通御借り上相成御座い得共右も私方も上納仕居いニ付私屋敷と奉存い

但右屋敷之内伊右衛門政右衛門貸し地有い様被申

上い得共右ハ私方屋敷之内ニハ無御座い

一 譲り書之内ニ有い銀子之儀ハ先年差引勘定ニ而相濟御座いニ付右之由八郎へ及懸合い処同人承知仕い尤乍帳面奉入 御高覧い

一 譲り書ニ有い月々飯米并小遣ひ錢相渡い義先年外助名前帳面相調い処渡し方一切無御座い左いハ、譲り書ニも有い通慶雲事ハ女之儀ニ御座い間万一不縁ニ相成又々外方へ縁付も不致いハ、隠居ニ而住宅仕右飯米

小遣ひ相渡義と奉存ハ併慶雲八郎方ニ而相統仕居ハ
ニ付相渡不來ハ義と奉存ハ

一 銀拾貳貫目七兵衛ハ東三郎へ預ケ銀之義帳面取調ハ処
右様之事ハ相見へ不申ハ然共七兵衛死後遺物銀之義ハ
過日慶雲へ書付遣ハ通之扣書御座ハ間奉入御高覽ハ

一 銀三貫目東三郎死後遺物銀ニ慶雲へ遣ハ儀相違無御
座ハ得共右銀子へ去ル寅年親類共八郎方借用銀取調仕
ハ御私方取替銀之内江入銀ニ致吳ハ様被申ハニ付入銀
ニ相成ハ尤右之書付八郎へ遣し申ハ

一元銀貳拾貳貫百四拾五匁預ケ銀追々相渡し殘銀三貫百
拾匁匁六分八厘當時預リ相成慶雲ハ被申上ハ通リ相違
無御座ハ

右之通ニ御座ハ間慶雲へ乍恐御利解之程奉願上ハ以上

天保五午年

馬場鐵藏
付添年寄

十月廿五日

文兵衛

郡方御役所

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (一)

天保十五辰年

南都一件之節八郎手扣ニ致置
ハ諸書物并元勘定銀高記書等
之類当方江写取置ハ類 扣

上冊之通再返答奉申上ハ処鉄藏方江田畑宛米取附帳十ヶ
年之間持參可致之旨被 仰付則同人ハ都合冊持參差上
ケハ八郎 御召出之上右帳冊熟覽可致様被 仰付右帳
面御下ケニ相成申ハ夫ハ右帳面通十ヶ年之間取付方平均
算当立双方立会勘定可致旨被 仰付夫ニ付巨細之勘定書
仕算当立相分ハハ委敷儀者別紙帳面ニ有之ハニ付此表致
文略ハ高之分相記ハ

(付箋)

初發御地頭江天保六未年八月八郎ハ鉄藏相手取先代

ハ持伝之田畑作徳宛米勘定取調之出入願出ハ処追々

御調相成ハ立合勘定被申付ハニ付調書左之通三段相

記上ル

覚

(朱筆) 上
一元利銀ノ五千九百四拾八貫六百八拾弍匁

右者田畑宛米取附帳面十ヶ年平均勘定双方立会相調

ハ表利倍勘定也

但歳五朱之利足

一元利銀惣ノ三千五百七拾六貫百六匁弍分壹厘

右者

田畑宛米取附帳面十ヶ年平均勘定立双方立会相調ハ

表十年ツ、元ノ勘定立也

右同断

一元利銀ノ五百六拾九貫百三拾九匁七厘

右者田畑宛米取附帳面十ヶ年平均勘定立双方立会相

調ハ表ニ御座ハ事

右同断

右之通三段ニ帳面相認双方ハ

御役所江差出しハ処立会勘定相分ハ上者鉄蔵ハ勘定通可

相渡旨被 仰附ハ然ル処於御役所ニ右勘定通ハ大金ニ而

難相渡趣強成し申立過言ニ相成即座ニ 御長屋留被 仰
付ハ尤七月十日之事故

御上様ニ者御憐愍有之ハ而八郎慶雲兩人江 御長屋相對

可致旨被 仰付無抛御取暖人美並武右衛門殿同道ニ而罷

出致面会对談之趣左之通相認御役所江美並武右衛門御取

次ヲ以奉差上ハ処益前旁格別之御憐愍ヲ以鉄蔵義十三日

宿下ケ被 仰付ハ

(朱筆) 上式
奉差上済証文

一当村八郎ハ馬場鉄蔵相手取作徳米勘定滞之儀去ル午八

月御願一件段ハ御調ヘ之上取暖人も御差加ヘ被成下和

済可仕様被為 仰付被下鉄蔵義對 御上様へ過言之奉

申上当益前御長屋留被為 仰付重々奉恐入ハ然ル処御

長家へ相手方呼寄直談仕済方可仕筈之儀一定一札奉差

上銀子取引旁ニ付右御咎御免ニ而帰村仕ハ得共銀子取

引も不仕罷出ハ内鉄蔵義心得違之儀共御座ハニ付右出

入ニ不相抱御長屋留ニ相成折柄病氣ニ付養生旁郷宿下

ケ奉願上ハ引取養生ヲ加ヘ少し快方ニ付又々長屋入ニ
相成ハ処病氣再発ニ付郷宿ヘ御下ケ被成下ハ然ル処此
度取暖人色々利解ヲ以濟方申給リハ儀然ルニ此上奉
御苦勞ハ義奉恐入ハニ付取暖人ニ相任一件和熟内濟相
調濟方仕ハ処左之通り

御願銀高中通り

一銀高三千五百七拾六貫百六匁貳分壹厘

内

貳千九百七拾六貫百六匁貳分壹厘用捨

残而六百貫目

内

三百貫目

右者取暖人美並武右衛門殿并下村庄屋孫右衛門殿名宛
ニ而証文ニ差入置居借用ニ相成ハ併段々及詫談毎歳十
一月卅日切ニ為利足銀六貫目ツ、急度相渡可申約定ニ
而余者証文面之通双方致承知罷在ハ事

残而

三百貫目

内

△百五拾貫目

取引相濟

右ハ来九月卅日切受取

可申管旁応対仕置ハ

△五拾貫目

取引相濟

年五朱之利足ヲ添来ル

十一月卅日切ニ可請取

管

五拾貫目

来申十一月卅日切可受取

管利足前同断

五拾貫目

来酉十一月卅日限ニ可受

取管利足前同断

又

右一通ニ仕証文取置申ハ

右之通取極対談相調下濟仕ハ尤前以厚御利解之義ニ付早

々濟方可仕処鉄藏義納得仕兼い義も有之猶又濟口銀一時
ニ皆調達も差支いニ付彼是延引仕い段御用捨被成下度い
作徳米滞其外相互ニ出入勘定向差引等御願之儀ニ付已来
互ニ申分無御座い尤右一条ニ付万一余ニ書物類等相互取
遣しいとも已後双方申立間敷旨も急度相心得罷在いは是全
之御威光故与難有奉存い因茲双方連印ヲ以濟状奉差上い
処如件

天保六末年

八月廿五日

願人

八郎

相手

馬場鉄藏

年寄

善兵衛

庄屋

孫右衛門

取暖人

美並武右衛門

芝村

郡方御役所

(朱筆)
是迄

此訳相除

右之通約定有之い処御地頭御勝手御用人山下求之進様
御内談有之此節鉄藏ヲ請取可申銀子有之いへとも當時御
勝手方御用同人江被仰付罷在い間暫時猶予いたし遣し呉
い様御頼ニ付無抛差扣罷在い尤鉄藏ヲ私江請取可申銀子
之義ハ様子有之ニ付此方ヲ取立相渡し可遣様御申ニ付是
又任其意罷在い然処其後申年冬私手元不融通ニ付右之心
心得ヲ以御催促申出い処其頃鉄藏義御勝手御借財御濟方
引受被仰付いニ付夫々御下ケ金有之ニ付私御セ話申上置
い四拾貫匁之分も御下ケニ相成可申段被仰渡い夫ニ付美
並武右衛門殿ヲ以山下様ヲ被仰聞いニ者鉄藏義右様之御
用も相勤い間当冬鉄藏ヲ被受取い五十貫匁之分今一年之
処待遣しい様御頼御座いニ付是又無抛承知罷在い然ル処

右御下ケ可相成管之四十貫匁ハ御下ケ無之漸式百金丈
御渡しニ御座ハ跡銀之儀者追々御下ケ可被下段御申渡
ニ御座ハ猶又其御大坂御旅宿大和屋太郎兵衛ヲ以被仰
聞ハ者鉄藏ハ両度之請取可申百貫匁此分御地頭へ御用
捨具ハ様御申聞被成且利足之儀ハ月五朱にて一ケ年ニ
六貫目宛永代相渡遣可申様之被仰聞も有之ハ此儀ハ取
扱人も有之ハ間其衆と申談示之上跡ハ御返答可奉申上
ハ様御答申上ハ右追々被仰聞ハ廉も案内之事共ニ而御
座ハ是全鉄藏ハ内存頼入ハ義ニ而全謀斗ニ相懸リハ様
と甚以心外ニ存ハ其後四年手元難渡ニ付度々歎願ニ罷
出ハ得とも彼是と御申延ニ相成ハへとも右四拾貫匁之
口ハ追々受取其内米手形ニ而御渡之内有之此分不渡リ
手形ニ而通用不仕既ニ外方ハ江願付甚難渡仕ハ其後
戌年鉄藏ハ請取百貫匁之利足銀匁ケ年ニ六貫匁御渡し
可被成下哉之段申出ハ処山下様ハ御申ニ者ハケにも難
渡之義ニハ而相渡可申ハ併其代リとして鉄藏ハ差入有
之ハ五十貫匁証文式通并ニ三百貫匁之証文巻通都合三

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究(一)

通差上ハ得ハ右六貫目相渡遣可申と被申聞ハ左なく而
者利足銀相渡し申間敷段御申聞ニ御座ハ此儀案内之仕
合言語ニ絶ハ儀ニ御座ハ

右之仕合ニ付私内心ニハ立腹なから段々相歎申述ハニ
ハ右銀ヲ以夫々借財濟方仕度様申出置ハ則山下様太田
様御同席之上御申被成ハニ而此方共ハ世上おるて返濟
可致金銀者借入不申抔と嘲笑被仰聞ハ此管之儀一々言
語述かたく誠ニ以田夫野人と申者ケ無学文盲之可申事
と存其後絶句仕退出仕ハ右ニ付前条之米手形不渡一件
御公訴ニ相成ハニ付無拋所持之田地売払漸濟方仕ハ仕
合ニ而甚以心外之次第ニ御座ハ事

乍恐書附御愁訴奉願上ハ

近年来不調法成私義御勝手御用向被為仰付難有仕奉存
ハ然ル処去々申年御召出之上御用立銀御下ケ被成下ハ様
被仰付難有奉存ハ左ハ得ハ御下ケ銀四拾貫匁并ニ鉄藏ハ
請取ハ濟口銀五十貫目都合九十貫匁手入相成ハ年柄ニ而
諸借財も濟方仕ハ時節ニ至リハと相互ニ罷在ハ処山下様

之御意と御座ハ間南武右衛門殿御懸合ニ而右之内五十

大坂東西御番所様御掛り

貫匁方ハ来年迄鉄藏ヲ請取ハ事猶予致シ遣ハへく左ハ

一尾脇様御名目銀六貫匁余

、御上様之御勝手ニも相成ハ様被仰付ハニ付御為筋ニも

一福井村茂助ヲ米代式貫匁

相成ハ義と存五十貫目ハ酉年迄猶予致遣ハハ様奉申上ハ

一伊丹伊勢町加勢ヤ預リ米五十石

右ニ付而者私義も手元甚六ケ敷夫々借財方利渡し仕申延

一本町式丁目布や藤四郎買物代式貫匁

も不致ハニ者相成不申ハニ付四十貫匁之銀子ハ無滞当冬

一安土町式丁目布屋作兵衛同三貫匁余

御下ケ被成下ハ様奉願上ハ此儀山下様始美並殿御承知御

一土村吉右衛門ヲ預ケ銀式貫匁

座ハ其後鉄藏ヲ御上様への出銀段々延引ニ相成ハニ付私

一新泉大兵衛ヲ同老貫四百匁

へ銀子之御セ話も可仕様被為仰付色々勘弁仕及掛合ハハ

右之通當時御出訴ニ相成追訴中ニ御座ハ而奉恐入ハ右ニ

大三十日ニ銀子間遁ニ相成冬分ニも私ハ式百金斗御下ケ

付村役人衆中相願色々相談仕ハ得とも致方無之様被申十

ニ相成余ハ越年仕ハ仍之段々御下ケ銀奉願上ハハハ追々御

方ニくれ心痛仕ハ且又前文奉申上ハ通一昨年已来手元不

憐愍ヲ以御下ケ銀被成下ハハ得共昨年以來年柄も六ケ敷諸

都合ニ相成御銀調之義ニ付而ハ雜費等も相掛リ種々迷惑

向濟方銀之利渡しニも引足不申大ニ不都合ニ相成諸向追

敷ハ不殘質方ハ相渡し最早今日行所も無之仕合日々之烟

々御公辺江御出訴ニ相成ハ儀何とも敷ケ敷奉申ハ右ニ付

も相立かね一順過ハ母共始家族共相養ハ事難出来実ニ以

再々御勝手御役所へ御敷奉願上ハハとも御時節柄故御聞

必至難涉仕ハ右ニ付而者同性常三郎ヲ請取ハ作徳米勘定

濟無御座ハニ付色々心配仕ハハ共此節左ニ申上ハ通之仕

滞銀之内申酉兩年ニ百貫匁相渡ハ約定ニ御座ハ故何卒格

合ニ相成行申ハ

別之御憐愍ヲ以此度相渡し呉ハ様被為仰付被成下ハ、
右ヲ以夫々濟方仕度并家族共相養申度奉存ハ間常三郎儀
被為御召成早々相渡ハ様被仰付被成下ハ、広太之御慈
悲難有仕可奉申ハ以上

味舌下村

天保九年

八郎

戌六月

附添年寄

喜六

芝むら

郡方御役所

右之通去ル戌年六月御地頭御郡方御奉行恒岡次右衛門様
松浦庄兵衛様御代官谷口次太夫様森田治兵衛様御目附寺
田八弥様右之方々御出役有之右願書御取上被成御一座披
露之上被仰渡ハニ者勝手方之取組ハ此方共存知不申ハ且
今度鉄藏ハ百貫匁相渡可申之銀子之儀ハ其方子孫之為ニ
為致度と御申被成猶又四ヶ年前鉄藏ハ大金ヲ請取ハ而ハ
漸四ヶ年之間ニ皆無ニ致其上此節右様申出ハ儀者相濟不

申此上其方義者仮令如何躰之成行ニ相成又ハ御公辺ニお
ゐて敲敷御咎被仰付ハ共此方ニ而者一切頓着不致趣被仰
聞ハ且老年ニ及ハ母子兒共事を申上ハハ是ハ女小供之
知りハ事ニ而者無之故此儀ハ常三郎ニ養育可申付旨被仰
付

右之通敲重ニ被仰付此上願出之事も無之敷ケ敷なから
引取帰村仕ハ而段々相考ハハとも濟方之致様も無之ハ
ニ付不得止事田畑売払村役人相頼右代銀ニ而夫々濟方
致シ貰ハ然ル処最早家屋敷并ニ家督等も無之様相成ハ
故村方住居も不相成依之乍残念村役人と相對ヲ以人別
引取大坂表江罷出ハ得共何分無家督無商売之事故其日
之暮シ方六ヶ敷弥借財相嵩必至と難渋仕仍之又ハ和州
芝村ニおゐて取扱人美並殿方ハ向て罷出ハ而右難渋之
次第申敷ハ処左ハ、御勝手方役人太田甚吾殿方ハ罷
出ハ様被申聞ハニ付則太田氏江罷出ハ処御同人被申ハ
ニハ同国八木村鳥屋源三郎方ハ相談ニ可參旨被申聞ハ
夫々美並殿方ハ参リ右之趣及示談ハハ太田氏之差図

ニハハ、鳥源方へ可被参旨宜敷と被申ハニ付夫ハ右三人之懸リニ相成申ハ

然ル処鳥屋源三郎方へ参リハ処同人申聞ハニハ

覚

一銀百貫匁

内八拾貫目永上

貳拾人扶持頂載

一銀式十貫匁

借用済銀

一同式十八貫匁余

利銀

右同断

ノ

一銀三百貫匁

右ハ年々六百匁ツ、利足請取当時此儘ニ而差置

味舌住ニ而八郎義ハ和州へ参リハ節ハ御屋敷人大坂ニ

而ハ町人並商ひいたし味舌村ニ而ハ百性

御願一件速ニ御政事被為成下度事

右之通鳥屋源三郎方ニ於テ三人立会乃相談ハ処右ケ条之

内四百貫目之銀子不調達ニ而相談相調不申夫ニ付太田氏

被申ハニハ此度之一条相調不申ハ時ハ如何之心得ニハ哉

と被相尋ハニ付私相答ハニハ如何様とも勘弁可仕哉と返

答仕ハ処同人被申ハニハ定而御公辺へ出訴可致心得と被

存ハ旨被申ハ此儀者此方共ニ差支ハ聊も無之ハへとも

御前之御名出之事件是も外聞相構不申と被申聞ハ此上ハ

如何とも勝手ニ可致旨被申聞ハ其節私義何とも返答之仕

方無之ハニ付唯不存寄御意ニ而奉恐入ハと斗申答其儘引

取申ハ其後美並氏并ニ鳥源方へ罷出已後者御屋敷様へ御

引合申立ハ義相好不申何分ニも貴公方御番所へ為相任可

申と申述ハ而早々大坂表江引取申ハ

天保十亥七月十四日之事ニ而御座ハ

織田丹後守様貸付銀

天保八酉年八月

○一元銀百貫匁

御証文利足年五朱

天保二

利足五貫匁

去卯年分

同 五貫匁

同辰年分

金百兩

代六貫四百三拾五匁

辰冬被下

残三貫五百六拾五匁

不足

又

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究(一)

利足五貫匁

巳年分

同 五貫匁

午年分

同 五貫匁

未年分

同 五貫匁

申年分

同 五貫匁

酉年分

式拾八貫五百六拾五匁 六ヶ年利足

都合

付箋
利足 五貫匁 戌年分

百貳拾八貫五百六拾五匁

同 五貫匁 亥年分

利足六貫四百廿八匁貳分五厘

同 五貫匁 子年分

戌年分

同 五貫匁 丑年分

同 五貫匁

寅年分

利足

百三拾四貫九百九拾三匁貳分五厘

都合

百五拾三貫五百六拾五匁

二二三 (二二三)

天保八酉年八月

○一残銀七拾五貫匁

右之内

拾五貫匁

六貫三百匁

残六拾貫匁

利足五貫四百六拾匁

利足五貫四拾匁

金百兩

代六貫四百三拾五匁

残四貫六拾匁

又

利足五貫四拾匁

同 五貫四百六拾匁

同 五貫四拾匁

同 五貫四拾匁

同 五貫四百六拾匁

〆三拾貫百五匁

都合九拾貫百五匁

利足七貫五百六拾八匁八分貳厘

戌年分

〆九拾七貫六百七拾三匁八分七厘

但開月分 寅年分

利足〆五拾六貫百四拾五匁

都合

百拾六貫百四拾五匁

従天保十亥九月

至同十一月

大坂御奉行所八郎ハ常三郎相手取致

出訴ハ処願下相成ハ引続御同所合力

願致願書并返答其外濟口証文之写

利足	五貫四拾匁	戌年分
同	五貫四百七拾七匁	亥年分
同	五貫四拾匁	子年分
同	五貫四拾匁	丑年分

付箋

巳年分
 午年分
但開月共
 未年分
 申年分

乍恐御詔

恐相手取申

内本町式丁目

証人 幾右衛門

一 約定銀不相渡

大和屋太郎七代判太郎

但右幾右衛門義ハ証

ニ 付御歎願

助名前人病死仕夫名前

人之義ニ付相手取不

不極貸家

申

願人 油屋八郎

一 私義先年味舌下村ニ住居罷在節五ヶ年已前去ル天保

但証文ニ者味舌下村八

五年私御地頭所ニ於而作徳米代銀滯及出入段々御調之

郎と有之得とも当時

上願銀六千貫目余之処御糺之上ニ相成御利解之上右銀

右町内へ引越罷居

子中通ヲ以三千五百七拾六貫百六匁式分卷厘相對之上

付乍恐此段御断奉申上

決着仕上内式千九百七拾六貫百六匁式分卷厘用捨仕

ハ

残銀六百貫目内三百貫目右出入ニ相成節取扱人庄屋

織田丹後守様御領分

孫右衛門并美並武右衛門右兩人宛名証文取之置居ニ致

撰州嶋下郡味舌下村

遣し残三百貫目之処百五拾貫目証文卷通并五拾貫目之

相手 常三郎

証文卷通三通都合証文五通取置ハ内百五拾貫匁と五

但証文ニハ鉄藏与御座

拾貫目請取残百貫目限月取渡相定儘ニ約定之上右一件

ハへとも同人義者当時

濟方相成罷在ハ然ル処右証文限月ニ至リハニ付約定通

右之通改名仕ハニ付乍

り相渡具ハ様催促ニおよひハ処右常三郎義和州芝村御

亥九月

地頭御屋敷へ當時入込土格杯と申立嚴重ニ致色々催促

仕得共対談ニも及吳不申夫ニ付村方ニ而同人江引合

可仕与存得とも留主中他行之由申之且ハ地頭御役所

御用向差支杯と申之一向面会致吳不申剩權位ヲ以不法

之答とも申張猶又家事向當時同人弟東三郎と申者へ相

任セ在之杯と不分明之事而已申先年出入仕杯節以

斗略困窮之私謀証文ニ口々致濟方為致杯哉と奉存後悔

歎ケ敷奉存杯尤昨年来私義ハ必至難涉弥増困窮ニ付家

屋敷を以別府村文右衛門方へ流質相成不残相渡村方ニ

住居も難相成杯ニ付昨年来当地へ罷越其日之露命も漸

相凌居杯然ル処前書奉申上杯通右銀子催促仕杯処地頭

役人之威光振り種々色々之事申之一向取敢吳不申甚歎

ケ敷奉存杯ニ付不得止事乍恐御願奉申上杯何卒相手之

もの急速御召被為成下何分御憐愍ヲ以御札之上銀子五

拾貫匁尤當時相渡杯様被為仰付被下杯ハ、広太之御慈

悲難有仕合奉存杯已上

家主大和屋太郎七代判

太郎助之跡名前人病死

仕未タ跡名前不極候

右願之通無相違様相聞杯ニ

付乍恐奥印仕杯已上

年寄

羽山屋

彦兵衛

右之趣願上杯処素々右願人八郎と常三郎義ハ本別間柄有

之杯ニ付本別血縁之義御尋相成村役人御召出之上右兩人

血縁之義御札相成杯ニ付常三郎元祖ハ代々血縁之義相認

差出申杯処願人八郎相手常三郎義従弟相当り杯ニ付借貸

出入之義於 御役所御取用無之趣を以願御下ケ相成杯処

願人ハ必至難涉之趣相歎申杯処本別間柄之義ニ付合力相

願可申杯其上頓着不致杯ハ、其段可願出杯左杯ハ、御取

用相成杯間被仰渡杯

天十

右 八郎

御掛り古屋源之丞

乍恐御詔

内本町式丁目

一合力出入

大和屋太郎七代判

太郎助借家

願人 油屋八郎

へとも何分聞入不申_レニ付不得止事此段奉願上_レ何分相
手之もの御召被為成下身分相応之合力政具_レ様被為仰付
被下_レハ、広太之

天保十

右 八郎

亥九月廿七日

家主

相手 従弟

常三郎

〃

東三郎

右之通無相違_レ様相聞_レニ
付乍恐奥印仕_レ已上

年寄

羽山屋

彦兵衛

右之外新親類一切無御座_レ

御

右相手之者とも儀ハ従弟之間柄ニ御座_レ然ル処近年來不
仕合相統_レ上永々病氣ニ取合商売も睨与難出来仕儀ニ相
成難渋仕_レ処右相手之内常三郎義ハ私々取替銀も有之_レ
ニ付返済之義度々催促仕_レ得とも是以頓着不仕難渋弥増
其日ヲ送り兼_レ次第ニ御座_レ且又合力之儀ハ一向相頼_レ

如斯訴状差出_レ間埒明事ニ_レハ、可相済申分有之_レハ、
致返答書来ル五日可乞対決若於不参者可為曲事もの也
亥九月廿七日

伊賀御印
就在府無印形

五〇

乍恐返答

織田

味舌下村

常三郎病氣ニ付

代

東三郎病氣ニ付

代

一内本町式丁目大和屋太郎七代判太郎助借家油屋八郎
私共相手取合力出入先月廿七日被願上今日対決被仰付
奉畏乍恐左ニ返答奉申上

一右八郎被願上ハ通當時私共從弟之間柄ニ相違無御座
ハ元來八郎先祖之儀ハ凡百ケ年程已前元文之度東三郎
先祖七兵衛ハ高五拾石余仕訳分家為致ハものニ而曆前
与家名相統罷在ハ処當時八郎義不心得之ものニ而身持
等不宜追々困窮仕ハニ付是迄親類とも厚セ話仕ハ得と
も何分相統仕兼先祖ハ持伝ハ田畑屋敷迄も売払昨年ハ
八郎御当地へ罷出老母妻子村方ニ残し置ハニ付當時私

共養罷在ハ然ル処八郎此度私共相手取合力出入被願上
ハ段何とも難得其意奉存ハ八郎其日を送り兼ハ程之儀
ニ御座ハハ、何時ニ而も村方へ立歸リハハ、私共養ハ
可申ハ且又常三郎江取替銀も有之趣被申立ハ得とも常
三郎も取替銀御座ハ差引仕繼合八郎へ渡し銀可有御
座ハ共同人義親妻子捨置自分老人他所へ罷出家名断絶
仕ハ義も頓着不仕ハ程之ものニ付何分過銀御座ハ而も
八郎へ者難相渡奉存ハ同人子供養育仕何卒ケ成ニ家名
相統為仕度奉存ハ間何卒此度之願ハ相止メ村方へ立歸
リ私共ハ養ハを請ハ様乍恐御利解被為仰聞被成下ハハ
、重々難有奉存ハ已上

天保

乍恐濟口御断

一織田丹後守様御頭分撰劾嶋下郡味舌下村常三郎并ニ東

三郎右兩人相手取当九月廿七日合力出入奉願上ハ先
月廿三日対決之上厚御利解被為 仰付難有奉存ハ右対
談中追々御日延之儀奉願上ハ先此節和談仕合力銀とし
て銀六貫目相渡與ハ依之双方申分無御座ハ是全御威光
之儀与難有奉存ハ和談済口御聞済被為成下ハ、重々
難有仕合奉存以上

内本町式丁目大和屋太郎七

代判太郎助借家

願人 油屋八郎

付添

織田丹後守殿領分

撰丞嶋下郡味舌下村

相手 常三郎

同 東三郎

付添

御

但前書済口証文ニ銀六貫目と相認メ有之ハ得共右済口

撰州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究(一)

差上ハ後尚又格別之難渋之趣段々相歎ハニ付格別之勘
弁ヲ以銀四貫目増銀致遣し都合拾貫目ニ而請取書取置
有之ハ事

差上申済口証文之事

一織田丹後守様御領分撰丞嶋下郡味舌下村常三郎并東三
郎兩人相手取当九月廿七日合力出入奉願上ハ先月十
三日対決之上相手方ハ返答奉申上ハニ付御札相成然ル
所右出入和談之上下済之趣左ニ奉申上ハ

一右出入下ニ而対談行届為合力銀六貫目相渡し與ハ依之
双方無申分相済全

御威光故之儀与難有奉存ハ然ル上者右一件ニ付已来出
入ケ間鋪儀者申上間敷ハ依而済口証文差上申ハ如件

天保十亥年

内本町式丁目

十一月晦日

大和屋太郎七代判

太郎助借家

油屋八郎

付添

東三郎

織田丹後守殿領分

付添

撰 羽嶋下郡味舌下村

御

常三郎

解 説

撰州嶋下郡味舌下村の馬場家文書のうち、支配違江懸る出入に関する文書を紹介し研究することとする。文書の配列は、事件の順序にしたがったので、後の文書によりかえって前の事件のことがよくわかるような場合には、その文書をその事件のところに示した。それ故、文書の配列は、必しも文書そのものの時点にはもとづいていない。右出入の概要ならびにその理論的諸問題の基本については、既に「支配違江懸る出入について」という論文において考察したのであるが、馬場家の訴訟記録の全体を順序をおって紹介する中で、それぞれの段階で能う限り簡潔な紹介を附し、前研究の補足をなすこととする。右出入の根底には、芝村藩という藩権力と馬場家——豪農層との対抗的關係が存したものと推定される。この出入は、天保五年馬場家分家八郎が本家鉄蔵を相手取り、作徳米差引勘定滞り出入を地頭所へ申立てたことにはじまる。注目すべきは、この時点が、分家八郎が文政十二年後見と号し本家に乗込み(『当東三郎兄之鉄蔵事常三郎家督相続仕得共若干年ニ付八郎義本家江乗込致後見万事可致進退旨申出得共』—『始末書』)後見を辞した天保四年という時期に、接続しているという事実である。右事實は、分家八郎の本家に対する後見と右出入との間に因果關係の存することを推定せしめるのである。八郎が、後見に入るについて、藩権力の介入があったこ

とが考察される。というのは、当主鉄蔵は若年であつたけれどもその母貞広は当時三十歳程の壮年であり、母貞広が後見となることが十分に可能であつたからである（「時としては又後家自身が幼年当主の後見人たりしことあり」中田薫「徳川時代の文学に見えたる私法」）。しかも、後見の時期或いはそれ以前と推定される時期に、八郎より銀四拾貫を藩権力に用達金として差出している事実がある（『八郎儀地頭役人江賄賂を以取入役場へ声掛り有之』——『始末書』）。右出入は、天保六年八月本家鉄蔵に対し、拷問をもつてする内済証文の強要をもつて、一応の終結をむかへている（八郎は、後見に入ることにより分家分の作徳米勘定にあつたと称し、銀高三千五百七拾六貫百六匁式分壹厘と莫大な滞りを年々の豊凶を無視するという全くの形式的な計算により算出し、それがまた藩権力によって公認されているが、この事実こそ、後見としての乗込みから作徳米勘定滞り出入にいたるまでの分家八郎の行動の背後に藩権力の存することを示唆するものである。これに対して当主鉄蔵は、当然抗議をしたと考えられ、それがお上に対する過言として一命にもかかわるような吟味、拷問をうけるような事態を招来したのである）。ところがこの内済証文についての本家側の不履行の事実があり、藩権力もまたそれを黙認するといった掌をかえしたような態度の変更を行っている（内済証文の効力を自ら否定したのである）。これを問題として八郎は芝村藩に再び愁訴したことを示す文書『天保十五年南都一件之節八郎手扣ニ致置ハ諸書物并元勘定銀高訳書等之類当方江写取置ハ類扣』の中に、かつて御世話申上置ハ四拾貫匁之内を御下げ渡しになるように要請している事実が認められる（『私御世話申上置ハ四拾貫匁之分も御下ケニ相成可申段被仰渡ハ夫ニ付……然ル処右御下ケ可相成筈之四十貫匁ハ御下ケ無之漸式百金丈御渡しニ御座ハ跡銀之儀者追々御下ケ可被下段御申渡ニ御座ハ』）。藩はこれに対し不渡りの米手形を渡し、加うるに『山下様太田様御同席之上御申被成ハニ而此方共ハ世上におゐて返済可致金銀者借入不申杯と嘲笑被仰聞ハ此筈之儀一々言語述

かたく誠ニ以田夫野人と申者々無学文盲之可申事と存其後絶句仕退出仕ハ右ニ付前条米手形不渡一件御公訴ニ相成ハ
ニ付無拠所持之田地売払漸濟方仕ハ仕合ニ而甚心外之次第ニ御座ハ事」という文意を通して、八郎の藩によって裏切
られたという鬱憤を認めることができる。この事実もまた既に指摘した事実と関連して、八郎が後見に入ることを通
じて藩権力との何らかの結託があったとの推定を確証するものである。しかし、藩当局の思惑は、八郎のそれを上ま
わるものであったであろう。内済証文において明白であるように、作徳米滞銀のうち（銀高三千五百七拾六貫百六匁
式分壹厘内式千九百七拾六貫百六匁式分壹厘用捨）六百貫目が問題となり、これを三百貫目と三百貫目に両分してい
るが、そのうちの三百貫目について、これが取贖人美並武右衛門并下村庄屋馬場孫右衛門を名宛人とする居置の証文
となつている点に注目するを要する。すなわち、八郎が名宛人となつていないという点である。右居置の証文は、別
の史料によれば、永証文とも言われているが、八郎側の解釈としては、それはあくまでも八郎への預り証文というこ
とであつたであろうが、名宛人が藩の地方役人であるということは、当然にこの居置の証文をめぐつて、藩権力の介
入する余地のあることを示している。芝村藩は、天保五年の時点において既に、多大の借財を馬場東三郎本家になし
ていた事実がある。その史料としては、御用金覚の史料を掲げておいたが、そのほかに、嘉永五年において、これは、
馬場本家側からする不法出入の証拠の一として作成されたと推定される御用達金の元利合計が天明四年より嘉永四年
までに銀七百四拾八貫百九拾匁式分三厘に達することが決算されている。それは次の文書によつても明白である。

天明四辰年々嘉永四亥年迄

御領主様

一銀七百四拾八貫百九拾匁式分三厘 御用達金

内

七拾三貫九百六拾七匁三分六厘 御証文上切仕（朱筆）

此金凡千百四拾貳兩

六百七拾四貫貳百貳拾貳匁八分七厘 御用金

（朱筆）
此金凡壹万五百三拾四兩

右者元利共年々御下ヶ被成下（御）管処御下金相成不申（御）

かかる文書により、地方役人を名宛人とする三百貫目の居置の証文には、馬場本家に対する藩借財を相殺する意図がこめられていると認定することができるのである。このように考察することが誤りでないとすれば、この出入は、分家八郎を利用することにより、馬場本家に対する藩借財を一挙に消却するために藩が捏造した事件と断ずることができるのである。既に述べたように、天保六年の内済証文は、本家当主馬場鉄藏に拷問をくわえることによって作成した証文である。

既に指摘したように、始末書によれば、地頭役場における一ケ年におよぶ吟味において、鉄藏が地頭役人に対して、『不敬之咎』があった事実を記している。鉄藏身分を長屋に取り籠め牢舎同様の糺明を行ったのである。これは、吟味筋としての吟味をも併用した事実を示している。『糺明中一命も難斗危難相成（御）』というような情況のもとで『作残念地頭威光ニ恐入』内済証文を作成せざるをえなかったのである。かかる内済証文作成後の馬場家の対抗的行動は如何であったであろうか。内済証文において明白であるように、期日をきった返済金額は、五拾貫目（来申十一月卅日切可受取管利足同断）と五拾貫目（来西十一月卅日限ニ可受取管利足前同断）とを合わせて百貫目である。この百貫目の返済がその後の中心的争点となるが、この百貫目の返済の履行をしないことについての藩の認定を求めること、

すなわち、右内済証文に関する藩の認定の変更を要請することではしたがって、藩が右内済証文と別個の処分をなすことを要請することが、馬場本家の行動の目的であったわけである。織田丹後守様貸付銀なる文書によれば、天保八年八月、銀百貫目の用達金返済を藩に対し督促したと推定される。右銀百貫目の返済督促——天保八年八月という時期における——が内済証文の銀百貫目と計数において完全に合致する点に注目するを要する。これに対応する藩の処置は、鉄蔵をして地役人に就任せしめることであった。かかる藩の処置は、藩が右内済証文について全くその認定を変更したものと断ずることができであろう。鉄蔵の地役人への就任を証明する史料は、次の二通の文書である。

預り申銀子之事

(割印) 合銀式拾貫目也 利足月八朱定

右之銀子丹後守勝手向要用ニ付別紙

撰州嶋下郡味舌郷収納米三百五拾石引当

差入致借用い処実正也然ル上者来寅年

五月限利足相添可致返弁い若相滞儀い者

別紙収納米切手ヲ以味舌郷村役人江御掛合

収納米勝手ニ可被引取い為後日証文依而如件

織田丹後守内

天保十二年十二月 丹羽彦弥

千賀又兵衛

⑨

⑨

山下有無内 ㊦

第十仲之進 ㊦

長崎屋

万次郎殿

前書之通若限月相滞ハ、御掛合次第

右米御渡可申旨被申付ハ条相違無御座ハ

依而如件

味舌郷地役人

馬場常三郎 ㊦

預り申銀子之衰

合銀式拾貫目也 利足月八朱定

(割印)

右之銀子丹後守勝手向要用ニ付別紙

摂州嶋下郡味舌郷収納米三百五拾五石引当

差入致借用ハ処実正也然ル上者来寅年

五月限利足相添可致返弁ハ右相滞義ハ者

別紙収納米切手ヲ以味舌郷村役人江御掛合

収納米勝手ニ可被引取ハ為後日証文依而如件

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究(一)

織田丹後守内

天保十二丑年十二月

丹羽彦弥 ㊦

千賀又兵衛 ㊦

山下有無内 ㊦

第十仲之進 ㊦

平野屋

市郎兵衛殿

前書之通若限月相滞いハ、御掛合次第

右米御渡可申旨被申付条相違無御座い

依而奥書如件

味舌郷地役人

馬場常三郎 ㊦

このことは重要な意味をもつ。というのは、既に指摘したように藩側のかかる行動は、銀百貫目の返済についてのみならず、むしろ、内済証文全般に関する確認の変更を意味するものであり、したがって、地方役人を名宛とする居置の証文の根底に秘められた藩権力の藩借財相殺の意図に対する対抗的措置をも意味するという含みをもつものであったからである。そして、芝村藩役人はそこまで見通していたかどうかという点は、実ははなはだ疑問なのである。かかる単純なる藩の態度変更をみても判明するように、藩の関心は、用達金に関する名分のカゲにかくれた暴力的相

殺にあり、分家側でも本家側でも利用できるものは利用するという点に尽きたのであり、それが、豪農層の如何なる對抗的行動をひきおこすかということまでは、考えていなかったのである。『南都一件之節八郎手扣』の文書中に、『太田氏被申いニハ此度之一条相調不申い時ハ如何之心得ニ付哉と被相尋いニ付私相答いニハ如何様とも勤弁可仕哉と返答仕い処同人被申いニハ定而御公辺へ出訴可致心得と被存い旨被申い此儀者此方共ニ差支ハ聊も無之いへとも御前之御名出之事併是も外聞相構不申と被申聞い此上ハ如何とも勝手ニ可致旨被申聞い』とあり、御公辺へ出訴したとしても——この点では藩の側も支配違の作為を公認している——、そしてそのために『御前之御名』が出ることに多少の配慮を示しながらも、究極的には『如何とも勝手ニ可致旨』という樂觀的態度を持っているのである。支配違の作為を貫徹していくといった行動を予想していない。

天保九年六月分家八郎は、既述したように、芝村藩に対して銀百貫目のうち五拾貫目の返済履行を求めて愁訴をなしている。この愁訴においては、地方役人を名宛とする居置の証文を問題としていないのであり、右証文をめぐる藩権力介入の事実を容認していたものと思われ、八郎の愁訴の中心が五拾貫の返済履行にあったことは、右述したところであるが、八郎をして、絶句せしめるほどの鬱憤を抱かしたものは、むしろ、内済証文にあらわれない問題、すなわち、自己の差出した銀四拾貫に対する藩の裏切りの行動にあったと推定される。ここに至って、八郎は、自己が藩権力によって誦らされている人形にすぎなかったことを痛切に察知しはじめたことであろう。用達金銀四拾貫目の返済要求に対する藩の態度は、既に述べたように、嘲笑的なものであり、それは藩勝手方の問題であって目付方の関知するところではないという指示を下している。芝村藩の藩体制の無責任なることを暴露した事実であるといつてよい。このような藩の回答の直後、すなわち天保九年九月、八郎は大坂嶋町二丁目へ引越している。この時、八郎分

の人別送りがなされている。八郎が大坂へ引越した理由は、大坂御奉行所への出訴の文書の明証するように、支配違を作爲し、芝村藩の内済証文に関する認定変更を非難する目的をもって、出訴したものと考えられ、上訴制度の認められなかった幕藩体制下において、上訴に近い意味を有するものとしてかかる行為が公認されていたことは、すでに、「支配違江懸る出入について」なる論文において論証したところである。

天保十年三月八郎は、油屋好兵衛方へ移り、さらに、内本町二丁目大和屋太郎七方へ引越している（大坂御奉行所への訴状には願人油屋八郎として『但証文ニ者味舌下村八郎と有之由得とも、右町内へ引越罷居由ニ付乍恐此段御断奉申上由』とあり、また訴状の文中には天保五年芝村藩管轄の事件として内済証文が作成されていたこと、しかも藩が内済証文の認定に関する変更をなしたこと―内済証文とは別個の処分をなしたことについての非難の趣旨が記されていることにより、かかる支配違の作爲が公認されていたことは、明白である）。同年九月八郎より本家馬場鉄蔵を相手取り大坂町奉行所へ作徳米勘定をもって約定銀支払を目的として出訴し、それが合力願と公事銘を改めて受理されている。公事銘を改めたにせよかかる出訴を受理していることは、右述せる如き意味の支配違の作爲が公認されていたものと断ずることができる。それにもかかわらず、この事案を貸金出入とせず、本分家の間の親類訴訟と認定していることは、芝村藩のとった内済証文に対する認定の変更と対立する審理の方針を回避したものと考えられ、藩の行動と一応の連携的關係をとろうとしたことが推定されるのである。小早川欣吾氏は、親類訴訟について、寛永五年七月の目安札に『一親類江掛候出入、訴状差出候与も他人同士同様対決等可ニ申付一筋ニ無之』という史料をあげられ、また、嘉永五年七月信州春日村よりの訴状札に『一親類江掛候出入訴状差出候与も他人同士之出入同様対決等可ニ申付一筋ニ無之』という史料をあげられているが（『近世民事訴訟制度の研究』六五四頁以下）参考とすべきであろう。